

2024（令和6）年7月

最高裁大法廷判決をうけての 優生保護法問題の全面解決要求書

優生保護法被害全国原告団
優生保護法被害全国弁護団
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

2024（令和6）年7月3日の最高裁判決を受け、優生保護法問題の全面解決のため、速やかに以下のような対応を行うことを要求します。

第1 政府・国会による謝罪

- 1 内閣総理大臣と被害者原告らとの面談
内閣総理大臣が、被害者原告らと面談し、直接、謝罪すること
- 2 議連総会の開催、国会における謝罪決議
国会としても、あらためて被害者原告らに対し謝罪を行うこと

第2 全被害者に対する被害を償うに足りる賠償・補償の実施

- 1 訴訟の解決に向けた基本合意の締結
所管庁（こども家庭庁）担当大臣・長官が、訴訟当事者との間で、訴訟の全面解決にむけた基本合意を締結すべく、速やかに協議を行うこと
- 2 全被害者に対する被害を償うに足りる補償法の制定
訴訟当事者のみならず、全被害者に対する被害を償うための補償法（新法または改正法）を速やかに制定すること
- 3 被害者への情報の周知の徹底
全ての被害者への補償を実現すべく、調査、広報、周知等を徹底すること

第3 恒久対策の実施

- 1 真相究明、再発防止のための施策の実施
二度と同じ過ちを繰り返さないため、第三者機関による検証等の施策を実施すること
- 2 偏見差別の根絶にむけた立法措置および施策の推進
優生思想および障害者に対する偏見差別の根絶にむけ、立法措置および教育・啓発等の施策を実施すること
- 3 継続的な協議の場の設置
被害の回復、優生思想に基づく偏見差別の根絶にむけた施策の検討など、優生保護法問題の解決のための諸課題について、被害当事者団体及び弁護団との継続的な協議の場を設置すること

以上